

# 便利さ実感! マイナンバーカード活用事例

**Case 3 相続の手続き**  
 家族が亡くなられた場合、故人の預貯金の解約を行わなければ、そのお金を払い戻すことはできません。その際は相続人すべての「印鑑登録証明書」が必要になります。住所地以外の金融機関での手続きであってもマイナンバーカードがあれば近くのコンビニで取得することができます。



**Case 2 アパートの賃貸契約**  
 大学生等、ひとり暮らしを始める際のアパートの賃貸契約では、契約者及び連帯保証人の「住民票」「所得証明書」「印鑑登録証明書」が必要になります。マイナンバーカードがあれば、市外、県外での賃貸であってもコンビニで取得することができます。



**Case 1 自動車の購入**  
 普通自動車を購入する際には、購入者の「印鑑登録証明書」が必要です。売買契約など土日に手続きをすることが多いと思いますが、マイナンバーカードがあれば、役所の閉庁日でもコンビニで取得することができます。



※手続きにはマイナンバーカードのほかにも必要な書類などがあります。お手続きの際は関係各所に詳細をお問い合わせください。

持っているとこんなに便利!

# マイナンバーカードを作ってみませんか?



マイナンバーカードはプラスチック製のICチップ付きカードで、表に氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真等、裏にマイナンバー(個人番号)が記載されています。本人確認のための身分証明書としてはもちろん、その他の様々なサービスにも利用できる便利なカードです。ここではカードの作り方やメリットをたっぷりご紹介します。

## コンビニ交付サービスとは?

マイナンバーカードを利用して各種証明書(住民票、印鑑登録証明書、税証明書等)が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末(マルチコピー機)から取得できるサービスです。

## カードは持ち歩いても大丈夫?

- OK!**
- 大事な個人情報が入っていません  
 マイナンバーカード(ICチップ)には、税や年金など、プライバシー性の高い個人情報は入っていません!
  - 「なりすまし」はできません  
 顔写真付きなので、他人がなりすまして使うことはできません!

こんなに便利!

## マイナンバーカードでコンビニ交付

	コンビニ交付	窓口交付
申請書への記載	不要	必要
身分証明書の提示	不要	必要
交付手数料	350円/1通	
利用日	毎日	市役所開庁日のみ
利用時間	6時30分~23時 (12/29~1/3及びメンテナンス時を除く)	8時30分~17時
利用窓口	全国のコンビニ交付サービス機	各支所

## 1 公的な身分証明書として

顔写真付きの公的な身分証明書として、運転免許証などと同じく、官民間問わず(口座開設、レンタルビデオ店会員登録、郵便局での郵便物受け取り等)利用可能。運転免許を返納しても、身分証明書はこれ1枚でOKです。

## 2 身分証の提示がこれ1枚で

年金や税、福祉などの手続きで住民票等の添付書類が不要になります!

## 3 コンビニで住民票などの証明書を取得

住民票や印鑑証明、各種税証明書がカードをもらった日から全国どこでもこのコンビニ\*からでも取得できるようになります。

[安芸高田市で取得できる証明書一覧]

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 各種税証明書

※一部取得できないコンビニエンスストアがあります

## 4 行政手続きや民間サービスの電子申請に

子育てサービスの検索や確定申告などがインターネットでできるようになります。民間サービスでも証券口座の開設や住宅ローン契約の締結で利用され始めています。(今後さらに拡大)

## News ニュース

### 5/14 (火) 県内初!川根郵便局で「交付サービス」がスタート

郵便局としては県内で初めて川根郵便局にキオスク端末が設置され、マイナンバーカードで住民票の写しなどが取得できるようになりました。



### 7/26・27・28 (金)(土)(日) マイナンバーカード臨時交付窓口を開設

7月26日(金) 17時15分~18時45分、27日(土)・28日(日) 8時30分~16時45分  
 本庁 総合窓口課のみで窓口を開設します。

吉田町以外に住所がある方で臨時交付窓口での受け取りを希望される方は、事前に総合窓口課窓口係、もしくは住所地の支所へ7月24日(水)までに連絡してください。

**〈対象〉** マイナンバーカードを申請された方のうち、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書(はがき)」が届いている方  
 ※15歳未満の方や、やむを得ない理由により本人が来られない場合はお問い合わせください。

**〈持参するもの〉** ・個人番号カード交付・電子証明書発行通知書(はがき)  
 ・通知カード(個人番号を通知した紙のカード)  
 ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ・印鑑  
 ・本人確認書類(運転免許証・パスポート・在留カード・住民基本台帳カード等、顔写真付で公的機関が発行しているものを1点)  
 ※顔写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保険証・年金手帳・医療受給者証・社員証・学生証・預金通帳等のうち2点

**〈お問い合わせ〉** 総合窓口課 窓口係 ☎お太助フォン 42-5616  
 各支所 ☎お太助フォン(P7支所連絡先参照)

詳しくは、安芸高田市またはマイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料)

平日/9時30分~20時 土日祝/9時30分~17時30分(12月29日~1月3日を除く) ※カード利用の一時停止は無休

## 申請はとっても簡単!

### ① まずは申請

通知カードについている交付申請書に、顔写真を貼って送付

### ② 約1か月後、ハガキでお知らせ

カードの準備ができましたら、市から自宅にハガキ(交付通知)が届きます。

### ③ 窓口でカードを受け取る

必要な書類を持参して交付通知に記載の窓口(本庁または各支所)でカードを受け取ります。  
 ※本人であることを証明する大切なカードです。なりすまし防止のため、本人が来庁しましょう。